

告示

埼玉県告示第四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

うれし野モール

ふじみ野市うれし野二丁目十六番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者

（変更前）株式会社ロジコム 代表取締役 青山英男

（変更後）株式会社ロジコム 代表取締役 本荘良一

小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）未定

（変更後）株式会社チヨダ 代表取締役社長 舟橋政男

東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号

株式会社マツクハウス 代表取締役社長 舟橋浩司

東京都杉並区梅里一丁目七番七号

ペットシティ株式会社 代表取締役社長 豆鞘亮二

千葉県千葉市美浜区高洲三丁目二十一番一号

ハ 変更年月日

平成十九年六月二十八日外

二 届出年月日

平成二十二年十二月十七日

ニ 縦覧期間

平成二十三年一月七日から平成二十三年五月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年一月七日から平成二十三年五月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課